

# 役員旅費規程

社会福祉法人

時津東保育園

# 役員旅費規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人時津東保育園（以下「法人」という。）定款第21条の、理事及び監事（以下「役員」という。）の旅費等について必要な事項を定めるものとする。

## (旅費)

第2条 理事会及び役員研修に出席する役員に対して、費用として5,000円を支給することができる。ただし、同一日に理事会及び役員研修の両方に出席する場合は、1回とみなす。

2 監事が定款第18条第1項の規定により監査したときは、前項の規定を準ずる。

3 役員が保育園に係る業務のため1日（6時間）出勤したときは、1項の規定を準ずる。

## (委任)

第3条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

## 附 則

1. この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
3. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

# 評議員旅費規程

社 会 福 祉 法 人

時 津 東 保 育 園

# 評議員旅費規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人時津東保育園（以下「法人」という。）定款第8条の、評議員の旅費等について必要な事項を定めるものとする。

## (旅費)

第2条 評議員会に出席する評議員に対して、旅費として5,000円を支給することができる。

## (委任)

第3条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

## 附 則

1. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。